

平成18年度人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況 (H18.4.1～H19.3.31)

区分	競争試験		
	男性	女性	計
一般行政職	6	5	11
医療職	0	1	1
技能労務職	0	0	0
計	6	6	12

(2) 職員の退職状況 (H18.4.1～H19.3.31)

	男性	女性	計
定年退職	1	0	1
勸奨退職	3	1	4
普通退職	1	2	3
分限退職	0	0	0
懲戒免職	0	0	0
失職	0	0	0
死亡退職	0	0	0
計	5	3	8

(3) 所属別職員数の状況 (4月1日現在)

区分 部門	課名等	職員数		
		平成18年	平成19年	差引
	議会事務局	2	2	0
	会計室	3	3	0
	企画調整課	9	8	-1
	総務課	14	14	0
	消防防災課	3	3	0
	税務課	8	8	0
	徴収課	5	5	0
	生涯教育課	3	3	0
	福祉保険課	8	10	2
	介護支援課	10	9	-1
	子育て支援センター	4	4	0
	住民課	5	6	1
	衛生課	7	7	0
	建設課	10	9	-1
	産業課	5	5	0
	水道課	10	8	-2
	保育所	26	24	-2
	総合健康福祉センター	3	3	0
	中央公民館	3	3	0
	総合体育館	4	4	0
	図書館	3	4	1
	総合調理センター	3	3	0
	防災コミュニティセンター	0	0	0
	小中学校	0	0	0
	羽島郡教育委員会	9	9	0
	計	157	154	-3

2 職員給与の状況

(1) 一人当たりの支給額 (H18.4.1現在) (単位: 百円)

区分	平均給料月額
一般行政職	3366
税務職	3217
医療職	3232
福祉職	2985
企業職	3161
技能労務職	3223
教育職	4016

2 初任給基準(H18.4.1現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	170200	148000	138400
医療職		178300	
技能労務職			127700

3 職員の給別職員の状況(H18.4.1現在)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	保健師	技能労務	計
職務内容	主事	主任	主査・係長	補佐	主幹・課長	課長・参与			
職員数	18	22	65	17	19	11	4	1	157
構成比	11.5	14.0	41.4	10.8	12.1	7.0	2.5	0.6	100

(4) 職員手当の状況(H18.4.1現在)

区分	支給の内容		
管理職手当	主幹以上の管理職員に対し支給 給料×役職に応じた率(7%~10%)		
扶養手当	配偶者 13200円/月 配偶者以外の扶養者のうち2人まで 6000円/月 配偶者がいない場合扶養者1人目 11000円/月 その他の扶養者 5000円/月 特定扶養者(16歳~22歳)1人につき 5000円/月加算		
住居手当	住居を月額12000円を超えて賃借している場合 27000円/月 新築又は購入後5年以内 2500円		
通勤手当	公共交通機関等利用者は運賃相当額 限度額55000円/月 自動車等利用者片道2km以上 2000円~24500円		
時間外手当	正規の勤務時間を越えて勤務したときに支給 勤務日 午後10時~午前5時 当該職員の時間給×150/100 それ以外の時間 当該職員の時間給×125/100 週休日 午後10時~午前5時 当該職員の時間給×160/100 それ以外の時間 当該職員の時間給×135/100		
宿日直手当	1回につき 4200円		
	6月期	12月期	計
期末手当	1.4月分	1.6月分	3.0月分
勤勉手当	0.725月分	0.725月分	1.45月分

(5) 特別職報酬(H18.4.1現在)

町長	7500	期末手当
助役	6400	6月期 2.125月分
収入役	5700	12月期 2.325月分
教育長	5650	計 4.45月分
議長	3300	
副議長	2700	
議員	2500	

3 職員の勤務時間とその勤務条件

(1) 職員勤務時間

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
40時間	8:30	17:15	0:45	0:15

(2) 職員の年次休暇付与日数(H18.1.1~H18.12.31)

総付与日数	総使用日数	職員数	平均使用日数	取得率
6160日	1002日	154人	6.5日	16.20%

4 職員の分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数(H18.4.1~H19.3.31)

	降任	免職	休職	降給
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な的確性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者(H18.4.1~H19.3.31)

	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条の規定により、「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」とあります。このサービスの根本基準を忠実に実行するため、職員にはさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行動の禁止規定に違反したときは懲戒の対象になります。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修機関における研修の状況(H18.4.1～H19.3.31)

研修機関	研修回数	参加者数
岐阜県市町村職員研修センター	30	81
岐阜地域広域市町村圏協議会	3	3
市町村アカデミー	2	2

(2) 勤務評定の状況

回数	評定の時期	評定対象者数
2回	8月・2月	150人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(H18.4.1～H19.3.31)

健康診断の種類	受診者数	対象者	実施月
年代別健康診断	130名	161名	7月

(2) 公務災害補償制度の状況(H18.4.1～H19.3.31)

加入団体	制度概要	災害件数
公務員災害補償基金	地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、また必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等およびその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とす	0

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(H18.4.1～H19.3.31)

継続件数	措置要求件数
0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況(H18.4.1～H19.4.1)

継続件数	不服申立件数
0	0